



【施設入所等児童等の保護者】

- ・保護者から児童本人分の代理申請があった場合でも、保護者には購入引換券を交付しない。

【虐待で入所中の障害者及び高齢者の養護者】

- ・養護者から障害者及び高齢者本人分の代理申請があった場合でも、当該養護者には購入引換券を交付しない。

【施設入所等児童等の保護者】

- ・保護者には児童本人分の購入引換券を交付しない。



【住民税非課税者】

- ・本人又は施設職員が施設所在自治体に交付申請を行い、施設所在自治体が本人に対し、購入引換券を交付する。

【3歳未満子育て世帯主】

- ・施設所在自治体が本人に対し、購入引換券を交付する。

プレミアム付商品券事業概念図

※本事業に係る事務費及び事業費（プレミアム分）については、国から自治体への補助金として予算措置される。